令和3年度 新十津川町の人事行政運営の状況

【1】給与・定員管理の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
△ ∓⊓ /	2 年 由	人	千円	千円	千円	%	%
⊤114	2年度	6, 548	9, 660, 812	251, 311	788, 722	8. 2	10. 9

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

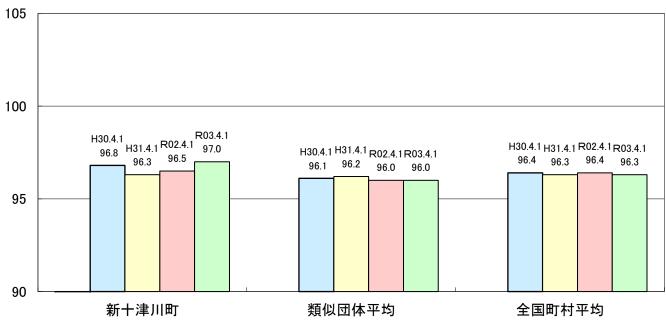
区	分	職員数			給.	一人当たり給与費		
	71	Α	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計B	B/A
△ £r]2年度	96人		千円	千円	千円	千円	千円
∣⊅ለ	14年度	90人	282	, 347	61, 431	141, 683	485, 461	5, 057

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 4,258

(注) 1 職員手当に退職手当は含まれていません。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の普通会計に所属する職員数です。また、会計年度任用職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100として計算した指数です。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

実施内容:国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均2%引き下げ。若年層(1級の全号給と2級の初任給の号給)については引下げを行わないが、高齢層(3級以上の級の高位号給)については、50歳台後半層における官民の給与格差を考慮して、最大4%程度の引下げを行う。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置として現給保障を実施。

実施時期:平成27年4月1日

②地域手当等の見直し

実施内容:国の見直し内容を踏まえ、地域手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当について見直し実施。

実施時期:平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

<u> </u>	A 490			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新十津川	町 42.3 歳	312, 400 円	373,000 円	328, 300 円
北海道	42.9 歳	319, 400 円	388, 468 円	361,537 円
国	43.0 歳	325, 827 円	— 円	407, 153 円
類似団体	41.0 歳	298, 750 円	345, 218 円	328, 287 円

②医療職

	_ m m					
	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
兼	断十津川町	33.0 歳	279, 633 円	328, 975 円	308, 867 円	
	北海道	_	ı	ı	ı	
	玉	47.6 歳	319, 112 円	一 田	357, 517 円	
	類似団体	43.3 歳	305, 866 円	360, 245 円	323, 566 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額(実態調査数値)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外 勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされてい るものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手 当等を除いたもの)で算出したものです。

(2)職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

	/ 1905 C - 105 III 111 -		,,,,	1- 1-	<u> </u>		
Γ	区	\triangle	分		新十津川町	北海道	围
	<u> </u>	71			初任給	初任給	初任給
ſ	一般行政職	大	学	卒	182, 200 円	182, 200 円	182, 200 円
	一加打」以與	高	校	卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
ſ	医療職	大	学	卒	212,600 円	ı	212,600 円
	区 凉 哦	高	校	卒			一 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区	分			経験年数10年	Ē	経験年数15年		経験年数20年	
一般行政職	大	学	卒	253, 500	田	1	円	352, 600	円
加又打」此文明以	高	校	卒	I	田	1	円	1	円
医療職	大	学	卒	_	円	-	円	_	円
区域 	高	校	卒	_	円	_	円	_	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
	71	宗年的な戦物内台	帆貝奴	1件/火儿	給料月額	給料月額
6	級	課長・主幹	18 人	21.2 %	319, 200 円	410, 200 円
5	級	グループ長・副主幹	20 人	23.5 %	289, 700 円	393, 000 円
4	級	主査	5 人	5.9 %	264, 200 円	381,000 円
3	級	主査・主任	21 人	24.7 %	231,500 円	350,000 円
2	級	主事	11 人	12.9 %	195, 500 円	304, 200 円
1	級	主事	10 人	11.7 %	146, 100 円	247, 600 円

- (注) 1 新十津川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職です。



(2) 行政職給料表における等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する	合	·計	内訳		職	制上の段	階
守似	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
				主事	11			
1級	定型的な業務を行う職務	11	11. 8%	技師	0			
				計	11	24	25. 8%	係員級
	特に高度の知識又は経験を必要とする業務			主事	13	24		
2級	特に高度の知識又は経験を必安と9 る未務 を行う職務	13	14. 0%	技師	0			
	E11 7 494477			計	13			
	1			主査	8			
3級	1 主査の職務 2 主任等の職務	22	23. 7%	事務主任	14		29. 0%	係長級
	2 工工行 (7 494 17)			計	22	27		
4級	極めて高度の知識又は経験に基づき特に重	5	5. 4%	主査	5			
- 19X	要で困難な業務を行う主査の職務	J	J. 4/0	計	5			
				グループ長	13			課長補
5級	グループ長等の職務	23	24. 7%	副主幹	10	23	24. 7%	佐級
				計	23			江郊
				課長	8			
6級	課長等の職務	19	20. 4%	主幹	11	19	20. 4%	課長級
				計	19			
	合計	93	100.0%					

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

新一	上津川町	4	比海道	国		
1人当たり平均3	支給額(令和2年度)	1人当たり平均3	支給額(令和2年度)	_		
	1,584 千円		1,648 千円	_		
(令和2年	F度支給割合)	(令和2年	F度支給割合)	(令和2年	F度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の划		(加算措置の划	 け況)	(加算措置の状況)		
	職務の級等による		職務の級等による		職務の級等による	
加算措置		加算措置		加算措置		
・役職加算	5 ~ 15%	・役職加算	5 ~ 20%	・役職加算	5 ~ 20%	
		• 管理職加算	I 10∼25%	• 管理職加算	I 10∼25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当(令和3年4月1日現在)

		新十津川	AT .	国			
(支給率)	自		·」 応募認定・定年	(支給率)	自	<u>E</u> 己都合	応募認定・定年
勤続20年	19. 6	695 月分	24. 586875 月分	勤続20年	19. 6	695 月分	24. 586875 月分
勤続25年	28.0)395 月分	33. 27075 月分	勤続25年	28. 0	395 月分	33. 27075 月分
勤続35年	39. 7	7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39. 7	575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.	709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.	709 月分	47.709 月分
その他の加算	[措置	定年前早期 (2~45%		その他の加算	措置	定年前早期 (2~45%	
1人当たり 平均支給額			17, 436 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3)時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	12, 723 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	240 千円
支給実績(令和元年度決算)	15, 239 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	299 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり 短時間勤務職員を含みます。

(4) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との 異同	異なる場合 の国の内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	•配偶者 6,500円 •子 10,000円 •子以外1人 6,500円 •特定加算(16~22歳) 5,000円	同		11, 763 千円	235, 260 円
住居手当	・借家 28,000円を限度に支給 (家賃16,000円を超える場合) ・持家 13,500円 (町外所有の場合は10,000円)	異	持家 0円	17, 282 千円	192, 017 円
通勤 手当	4, 200円~25, 000円	異	支給限度額 55,000円	319 千円	31,920円
単身赴 任手当	30,000円~100,000円	同		0 千円	0 円
日直手当	4, 400円 (勤務時間5時間未満の場合50/100)	厄		431 千円	4, 687 円
寒冷地手当	・世帯主(扶養あり) 23,360円 ・世帯主(扶養なし) 13,060円 ・その他の職員 8,800円	同		9,076 千円	91,680円
管理職 手当	課長職 44,000円 主幹職 34,000円 グループ長職 30,000円	異	(職種により異なる)	18, 282 千円	397, 435 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

体における最高/最低額
360, 500 円
471,000円
_
230,000 円
182,000 円
·
155,800円
(支給時期)
退職後1ヵ月以内
退職後1ヵ月以内
退職後1ヵ月以内

(注) 1 給料及び報酬欄の() 内は、特例措置条例による減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

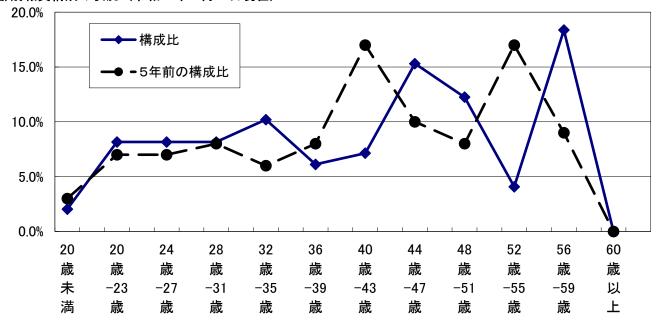
			区 分	職員	数	対前年	主な増減理由	
部門				令和2年	令和3年	増減数	土な培拠理田	
		議	会	2人	2人	0人		
		総	務	26人	25人	▲1人	人事異動による減	
		税	務	6人	6人	0人		
	_	農林	水産	10人	11人	1人	人事異動による増	
	般行	商	エ	6人	4人	▲2人	人事異動による減	
	1丁政	土	木	11人	12人	1人	人事異動による増	
普通	部	民	生	14人	12人	▲2人	人事異動による減	
会計	門	衛	生	人8	10人	2人	人事異動による増	
部門							<参考>	
		Ē	 	83人	82人	▲1人	人口1,000人あたり職員数	12.52 人
							類似団体の人口1,000人あたり職員数	12.36 人
		教育部	門	13人	13人	0人		
							<参考>	
		小	計	96人	95人	▲1人	人口1,000人あたり職員数	14.51 人
							類似団体の人口1,000人あたり職員数	15.09 人
公営企		下 水		1人	1人	0人		
業会計		その	他	2人	2人	0人		
等部門		小言	Ħ	3人	3人	0人		
		=1		99人	98人	▲1人	<参考>	4407
	合	計					人口1,000人あたり職員数	14.97 人
	-\ 1		2 华L / 上	[107]人	[107]人	[107]人		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月または3年=36月)勤めた場合における退職手当額の見込額です。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



	[2	区分	20歳 未満	20歳 -23歳	24歳 -27歳	28歳 -31歳	32歳 -35歳	36歳 -39歳	40歳 -43歳	44歳 -47歳	48歳 -51歳	52歳 -55歳	56歳 -59歳	60歳 以上	計
構成	R3	職員数	2人	8人	8人	人8	10人	6人	7人	15人	12人	4人	18人	0人	98人
	NΟ	構成比	2.0%	8. 2%	8. 2%	8. 2%	10. 2%	6. 1%	7. 1%	15. 3%	12. 2%	4. 1%	18. 4%	0.0%	100.0%
5年	поо	職員数	3人	7人	7人	人8	6人	人8	17人	10人	人8	17人	9人	人0	100人
	1120	構成比	3.0%	7.0%	7. 0%	8.0%	6.0%	8.0%	17. 0%	10.0%	8.0%	17. 0%	9.0%	0.0%	100.0%

区 分部門別	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	84人	83人	83人	82人	83人	82人	▲2人 (-2.4%)
教育	13人	13人	13人	13人	13人	13人	0人 (0.0%)
普通会計計	97人	96人	96人	95人	96人	95人	▲2人 (-2.1%)
公営企業会計計	3人	3人	3人	3人	3人	3人	0人 (0.0%)
総合計	100人	99人	99人	98人	99人	98人	▲2人 (-2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

【2】職員の任免に関する状況

1 採用及び退職に関する状況

(1) 令和3年度新規採用の状況

区 分	人数
一般行政職	3 人
技能労務職	0 人
医療職	1 人

(2) 令和2年度退職者の状況

区分	自己都合	勧奨退職	定年退職	公務外傷病	公務外死亡 通勤災害傷病 通勤災害死亡	整理退職 公務上傷病 公務上死亡	計
一般行政職	1 人	2 人	2 人	人	人	人	5 人
技能労務職	人	人	人	人	人	人	0 人
医 療 職	人	人	人	人	人	人	0 人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和3年4月1日現在)

週の勤務時間	開始時間	終了時間	休息時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30		12:00~13:00	土曜・日曜

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和2年度)

総付与日数	対象職員数	総取得日数	平均取得日数
A	B	C	C/B
3,730 日	98 人	959日 6 時間	10日

(3)特別休暇等の状況

	区 分	付与内容等	付与期間	給与の支給
疖	克 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しない ことがやむを得ないと認められる場合	90日以内	有給
	公民権の行使	任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活 動に従事する場合	必要と認める期間	有給
	公の職務執行	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間	有給
	骨髄液提供	骨髄移植のための骨髄液提供のために検査、入院等が必要 な場合	必要と認める期間	有給
	社会貢献活動	被災地支援、ボランティア等の活動を行う場合	5日以内	有給
	結婚	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と 認められる行事等を行う場合	連続する5日以内	有給
	産前	出産予定の女子職員が申し出た場合	出産予定日の6週間前から出 産の日まで	有給
	産後	出産した女子職員が申し出た場合	出産の日の翌日から8週間後 まで	有給
特	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各30分以内	有給
別(休)	妻の出産	妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む)が出産する場合	2日以内	有給
暇	妻の出産に係る 子の養育	妻の出産に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養 育する場合	5日以内	有給
	子の看護	負傷中又は疾病中の小学校就学の始期に達するまでの子を 看護する場合	5日以内(2人以上の場合は 10日以内)	有給
	短期介護	要介護者の介護をする場合	5日以内(2人以上の場合は 10日以内)	有給
	忌 引	職員の親族が死亡したとき	親等により1日~7日以内	有給
	父母の祭日	父母の法要等を行う必要がある場合	1日以内	有給
	夏季	夏季における盆等の諸行事や、心身の健康増進及び家庭生 活の充実を図る場合	週休日等を除く連続する3日 以内	有給
	被災	地震、水害、火災その他の災害により住居の復旧作業等を 行う場合	7日以内	有給
	災害又は交通機 関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認める期間	有給
ĵ) 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介 護しなければならない場合	連続する6月以内	無給
糸	L 合 休 暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	30日以内	無給

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和2年度)

処分の和	重類	処分者数	処分の対象事項
分限処分		0 人	一 勤務実績が良くない場合二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
	免職	0 人	地方公務員法又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関
 懲戒処分	停職	0 人	の定める規程に違反した場合
念成処力	減給	0 人	二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
	戒告	0 人	三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

4 公平委員会の状況(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の件数	0 件
不利益処分に関する不服申立ての件数	0 件
苦情処理の件数	0 件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(令和2年度)

(1)研修の状況

<u>י אפוועו / י</u> י	71\nu	T.	·
	区分	人数	備考
	空知管内町村会基礎研修	5 人	対象:当該年度採用職員
	空知管内町村会初級研修	3 人	対象:採用後1年経過職員
	石狩・空知地区合同町村職員中級研修	5 人	対象:採用後5年経過職員
	北海道市町村職員研修センター管理能力研修	1人	対象:新任グループ長職等
職場外	北海道市町村職員研修センター指導能力研修	2 人	対象:新任主査職
研修	スキルアップ研修	1人	対象:所属長が指名する者
	自主研修	2 人	応募件数:第1回 1件、第2回 1件、第3回 0件、第4回 0件
	中空知ふるさと市町村圏新採用職員接遇研修	5 人	対象:当該年度採用職員
	中空知ふるさと市町村圏若手仕事心得研修	5 人	対象:当該年度採用職員
	その他	1人	対象:職種・職階に基づき町長が指名する者
職場内研修	コンプライアンス研修	75 人	対象:全職員
相联 2面 [2] 107 [19]	健康管理研修	41 人	対象:35歳以上職員

(2) 勤務成績の評定の状況

全職員実施

6 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和2年度)

(1)職員の健康診断の状況(令和2年度)

健康診断 受診対象者数	受診者数	受診率	未受診の主な理由	
102 人	100 人	98.0 %	妊娠中のため、2名不参加届提出。	

(2)職員の公務災害補償の状況 (令和2年度)

加入団体	災害件数	
1 抛方公移自沙羊袖倡具全北海电支部	公務災害	2 件
	通勤災害	0 件

(3)職員互助会の状況(令和2年度)

団体名	構成人数	事業費	財源内訳		
四体石			会費等	町助成金	公費負担率
车上港川町囃号下助 人	人	千円	千円	千円	%
新十津川町職員互助会	106	1, 968	2, 440	100	5. 1